

議第38号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「小学校」の右に「及び中学校」を加える。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表（別表第1の

2） 幼稚園教育職員， 小学校教育職員及び中学校教育職員

第9条第1項本文中「， 1人」を「1人」に，「5,000円」を「6,000円（教職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円， 教職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）」に改め， 同項ただし書を削る。

第18条の2中「及び小学校教育職員」を「， 小学校教育職員及び中学校教育職員」に改める。

第22条第2項後段中「第3条の」を「第2条の2から第3条の2までの」に，「第3条から第5条」を「第2条の3から第6条の5」に改める。

別表第1の2備考以外の部分中「幼稚園教育職員小学校教育職員給料表」を「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」に改める。

別表第2教育業務連絡指導手当の項中「及び小学校」を「， 小学校及び中学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

提案理由

本市が費用を負担することにより任用することができる中学校教育職員の給与等に関し必要な事項を定めるとともに、教職員の給与を改定する必要があるので提案する。